次期介護保険制度改正に おける福祉 用 具、 住宅改修の見直しに関する意見書

は、高齢者c 用具貸与等の 成二十七年六月三十日 高齢者自身の自立意欲を高め、 \mathcal{O} 1身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住1年六月三十日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽 住宅改修のサー 軽度者に対する福祉 ・ビス

らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防 例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、 骨折予防や自立した生活の継続を実現し、 重度化を防ぎ遅

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、ぎ、社会生活の維持につながっています。 の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。 また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者

ことを強く要請します。 自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行う以上の理由から中央区議会は政府に対し、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいて、高齢者

地方自治法第九十九条の規定により、 中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十八年十月十四日

東京都中央区議会議長 押 田 まり子

厚生労働大臣}ぁて内閣総理大臣}ぁ